

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年7月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401338 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500019 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月から平成 5 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月から平成 5 年 8 月まで

私の母は、請求期間当時大学生であった私の国民年金の加入手続を平成 3 年 4 月頃に行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれた。これらのことは、母の遺書にも記載されていた。平成 3 年当時の国民年金保険料は年間約 9 万円で、私のアルバイト代から母親が納付してくれていたが、既に実家を売却しており、領収書を見つけることができなかった。請求期間が未納期間とされているのは、失われた年金の記録であると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、母親が自身の国民年金の加入手続を行い、自身が渡したアルバイト代をもとに母親が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである旨主張しているが、請求者の母親は既に亡くなっている上、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者はこれまでに交付された年金手帳は 1 冊である旨回答しているところ、当該年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」（現在は基礎年金番号に統合済み。）は、日本年金機構から提出された「A 社会保険事務所における記号*の払出対象市番号帯一覧」により、平成 6 年 5 月 11 日から平成 8 年 1 月 23 日までの期間に B 市へ払い出された国民年金番号の一つであることが確認できる上、オンライン記録により、当該国民年金番号における資格取得に係る処理日は平成 6 年 11 月 29 日であることが確認でき、当該処理時点において、請求期間のうち、平成 3 年 4 月から平成 4 年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記

とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間当時に居住していたとするB市は、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付状況が確認できる資料はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。